

地方出先機関分科会 第6回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 6 回地方出先機関分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 7 月 23 日（水） 13:23 ~ 14:43

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（1）地方入国管理局の事務・事業に関するヒアリング

3．閉 会

小幡主査 お暑いところ御苦労様です。

それでは、第6回「地方出先機関分科会」を始めさせていただきます。

本日は地方入国管理局からのヒアリングということで、ワーキンググループ1の私、小幡、浅羽専門委員、内山専門委員が担当となっております。議事は私の方で進めさせていただきます。

本日の議題は、地方入国管理局の事務・事業のうち、

- ・ 収容施設の運営等業務
- ・ 外国人の入国在留手続に関する総合案内相談業務
- ・ 不法就労防止に係る広報業務
- ・ 出入国管理
- ・ 在留手続の窓口業務

に関してヒアリングを行います。

それでは、地方入国管理局の事務・事業に関しまして、法務省から説明をお願いいたします。

法務省さんからの説明は、15分程度にさせていただいて、その後、1時間ほど質疑を行いたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

岩尾課長 入国管理局総務課長の岩尾でございます。本日はお時間をいただきましてどうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

今、御指定いただきました5つの事務事業を説明する前に、地方入国管理局の機構、組織関係について若干御説明させていただきたいと思います。

お手元に「出入国管理」というパンフレットをお配りしてあります。その最終ページをごらんいただければと思います。19ページ右側でございますか。「入管の機構」という図面が載っております。

法務省入国管理局の下に、地方支分部局として、札幌から福岡まで8つの地方入国管理局がございます。その下に、成田、中部、関西空港という三大空港、さらには、横浜、神戸、那覇という3か所、合計6か所でございますが、支局がございます。さらに本局と支局のそれぞれの下に県庁所在地等の主要都市、あるいは主要な空海港に出張所が全国で62か所存在してございます。

こういった地方支分部局とは別に、法務省の施設等機関といたしまして、3つの入国管理センターがございます。こちらにつきましては、退去強制をする対象者を収容処遇して、送還するという業務を専門に取り扱っているところでございます。

以上簡単でございますが、まず組織についてお話しさせていただきました。

それでは5つの業務について御説明いたしますが、結論的に申し上げますと、外国人の入国在留手続に関する総合案内相談業務と、在留手続の窓口業務の2点につきましては、検討の結果「市場化テスト」の実施が可能な業務と考えております。

その他の業務について、難しいと考えている理由について、順次御説明させていただきたいと思っております。

まず最初に「不法就労防止に係る広報業務について」お話しさせていただきたいと思っております。

まず不法就労キャンペーンの概要について御理解いただくために、資料をお手元にお配りしてお

ります。「不法就労防止キャンペーン」という紙でございます。これは法務省の入管局のホームページから抜粋したものでございますが、この不法就労防止キャンペーンというのは、内閣官房副長官補室を中心としまして、関係省庁が毎年6月に外国人労働者問題啓発月間を開催しております。それに合わせまして、警察庁、外務省、厚生労働省等と連携しながら、不法就労の防止について理解と協力を求めるためのPR活動を実施しているところでございます。

法務省が毎年実施しているこのキャンペーンというのは、キャンペーン用ポスター、あるいは不法就労防止用リーフレット、外国人の就労に関する出入国管理制度啓蒙用のパンフレットというものを作成して、これらを国の行政機関、地方自治体に依頼して外国人による利用頻度の高い窓口等で掲示・配付しております。

そのほか、当局の職員が警察などの協力を得るなどいたしまして、主要駅や庁舎周辺においてリーフレットを配布するというところを実施しているところでございます。

この企画立案というのは、本省が一括して行っておりまして、このポスターやリーフレットの印刷についても、本省において一般競争入札により調達しているところを実施しております。

リーフレットの配付について、入国管理局の窓口だとか、関係機関を経由して外国人あるいは受け入れる事業主などに配布しているところでございますが、地方局というのは本省の指示によりまして、一定のキャンペーン期間、限られた期間数回程度資料の配布等を行っているだけでございまして、特段の予算化もございませんし、これに相当するような定員措置というものもない状況でございます。したがって、これについては「市場化テスト」にはなじまないのではないかと考えているところでございます。

次に、外国人在留インフォメーションセンター、総合案内相談業務を実施するインフォメーションセンターの運営に関連する業務でございますが、「インフォメーションセンター」と題するホームページの案内が載っております。現在地方局8つと支局これは横浜、神戸、那覇、さらには東京都新宿区の庁舎をお借りして、庁舎内にインフォメーションセンターを設置する。あるいはセンターではないけれども相談員を置く形で業務を行っております。

業務の内容というのは、各種申請用紙の配付、面接、電話、電子メール等の方法によりまして、相談業務を実施しているところでございます。

これは現在、企画コンペ方式による競争性のある随意契約により業者を決定しておるところでございますが、政府が進めております公益法人改革推進の一環といたしまして、平成21年度からは、一般競争入札による調達手続に移行する方針を取っております。したがって、これについては「市場化テスト」の実施は可能であると考えているところでございます。

続きまして、出入国管理業務について御説明させていただきたいと思っております。

この業務というのは、我が国の空港や海港におきまして、出入国審査という形を通じて実施されているものでございますが、すべての人を対象として公正な出入国の管理として行われているものでございます。すなわち、テロや犯罪の水際防止を図るとともに、我が国での不法就労、不法滞在を意図して、入ってこようとする外国人を国内に滞在させないといった、治安対策を初めとした国の一連の施策を具現するための出入国管理秩序の維持という規制行政の一環として実施されるも

のでございます。

これらはすべて入国審査官が法令の規定に基づきまして直接執行するものでございます。一般的に諸外国におきましても、こういった出入国管理という業務は、各国がそれぞれ固有に有している国の主権の発動の一環として、法務省や内務省等の政府機関に所属する行政官により実施されているというものでございます。

やや抽象的でわかりにくいので、具体的な手続の流れにつきましては、先ほどのパンフレットに基づいて御説明させていただきたいと思います。パンフレットの5ページをお開きいただければと思います。

右側に「外国人の入国の審査」というチャート図がございます。入国の審査というのは、旅券や査証を持っていることが大前提になります。この段階で審査官の審査のポイントというのは、パスポートや査証等が偽造・変造されたものではないかどうかということをチェックする、あるいは真正なものであっても、他人のものを使ってなりすましているのではないかとということをチェックする必要があります。

さらに外国人からは、特別永住者等の一部の方を除外したすべての外国人からは、指紋や顔写真の提供を義務づけております。これをとらせていただいた上でテロリストなどの要注意人物に合致しないかどうかという照合を行うという作業をしております。

さらにはヒアリングを行いまして、我が国へ入国してどのような活動を行うかという入国目的の真実性、それがどういう在留資格に該当するのか、あるいは基準省令に適合しているのかどうかという審査を行って、初めて在留資格や在留期間を決定した上で入国を認めるという業務の流れになっているわけでございます。

したがいまして、これらの業務というのは、「市場化テスト」の対象たる公共サービスの範疇に含めることは困難ではないかと考えているところでございます。

なお、入国審査の周辺業務として、空港の審査場では整理案内業務をしているんですが、これらにつきましては、一般競争入札等で民間委託を実施しております。

4番目に、「在留手続の窓口業務」について御説明させていただきたいと思います。

この窓口業務につきましては、現在、東京、名古屋、大阪におきましては、各種申請書類の受理を窓口で行うという業務を民間委託により既に実施しております。ただ、窓口での受理業務のうち、その場で直ちに審査して許可をする部分がございまして、こういう部分を除きますれば、「市場化テスト」の実施も可能ではないかと考えているところでございます。

最後に「収容施設の運営等の業務」でございます。

入国管理局の業務の1つの中心でございますが、安全・安心な社会を取り戻すという治安対策の観点から、国民の安全や安心を脅かす犯罪の温床ともなる不法滞在外国人の摘発、収容、送還業務というのは非常に重要でございます。その手続の概略は先ほどのパンフレットの11ページに載っておりますので、これをごらんいただきたいのでございますが、「退去強制手続の流れ」というのが11ページの左の列にございます。

何らかの端緒がございまして、違反が発覚するとしますと、その摘発をして違反調査を入国警備

官が行います。嫌疑が認められますと、違反審査は収容を前提として行うというのが原則となっておりますので、ここで収容令書が発付されまして、身柄を確保いたします。この段階では主として、地方局にあります収容場でございますが、地方局の収容場に収容いたします。その状態で違反審査、口頭審理、さらには判定に対する異議申出という手続が進んでいきます。

それらが終了いたしまして、最終的に退去強制すべきという処分が確定いたしますと、退去強制令書が発付されまして、送還条件が整うまで、退去強制令書に基づく収容が行われるという流れになります。先ほど御説明いたしました東日本センターや、西日本センター、大村センターの各収容センターにおきましては、送還忌避をする者など、送還条件が整うまでに時間がかかる者を中心として、収容しているところでございます。

こういった収容中の外国人の処遇業務に従事している入国警備官というのは、これは入管法や被収容者処遇規則といった法令に基づきまして、実施しているわけでございますが、まず被収容者の入所における手続を行います。この段階では指紋を採取したり、身体検査や所持品検査などといった処分を行います。

さらには運動場や収容施設内での行動状況の把握を通じた保安事故の防止という業務を行っております。

また、収容施設内で、非常事態が発生したときの対応、特に暴行事案や騒擾事案に関わったものを実力行使をもって制圧し混乱を速やかに收拾することなど、収容施設内の規律秩序の維持を図るという業務に従事しているわけございまして、受益的な観点からの公共サービスとしての「市場化テスト」に移行することは困難ではないかと考えております。

なお、一部例外として民間委託している部分がないわけではございません。それにつきましては、資料を数枚めくっていただきまして「地方入国管理局収容場における職務行為の種類」というものをごらんいただければと思います。

今は東京、名古屋、大阪、成田空港支局におきまして、収容場内の見張りボックスでの監視とか、集中監視室でのテレビモニターでの監視に係る業務に立ち会っている。これは入国警備官が行う業務の立ち会いをしております。

さらには、被収容者からの申し出があった際に、その申出内容を同じく入国警備官に取り次ぐという補助的な業務については、一般競争入札により民間委託を既に実施しているところでございますが、これはあくまでも例外的な措置でございます。

と申しますのは、やはり監視という業務は、そもそも本質的には規律秩序維持を目的とした権力的な業務でございまして、いざ有事の際には、入国警備官が有形力を行って、事態の沈静化に当たらなければなりません。民間人では有形力の行使はできません関係で、必要最低限の入国警備官は確保する必要がございます。

したがって、東京や名古屋など複数の収容区を有する大規模な収容施設であれば、別の収容区から入国警備官を集めて緊急の対応も不可能ではないと考えられますけれども、その他の中小規模ではなかなか民間活力の導入というのは難しい状況でございます。

収容センターで申し上げますと、ここには、送還忌避をするものだとか、行政訴訟を提起してい

る送還困難者といった比較的長期にわたる収容者を専門的に多く収容しているために、地方の入国管理局に比べて、騒擾事件等に発展しやすいという傾向が認められております。したがって、有形力の行使をせざるを得ないという場面も多くございます。そういった事案の未然防止や、有事の際の対応を考慮いたしまして、関係法令等に基づいた適切な処遇を行うためには、入国警備官でなければ従事できないという事情もございます。

以上、簡単ではございましたけれども、5つの業務について、こちらで検討した結果について御披露させていただきました。

小幡主査 どうもありがとうございます。ただいま説明のありました事項について質疑を行いたいと思います。御回答も含めまして、14時35分くらいまでと思っております。

まず今回、自主的に御提案いただきました官民競争入札にかけられるのではないかとといった部分、私どもとしてはそういう御提案をいただきまして、大変歓迎いたしますので、今後、具体的にどのような範囲でどのようにやっていくかということについて詰めていきたいと思っております。

まずそちらから見てまいりましょうか。

まず、「外国人の入国在留手続の総合案内相談業務」でございます。今は財団法人で随契で委託していらっしゃるということでございますが、今回それを一般競争入札にすることもあって、ここを民間競争入札の対象にするということでございます。対象は、外国人インフォメーションセンターの運營業務全般という理解でよろしいですか。

岩尾課長 それで結構でございます。もともと、このインフォメーションセンターの業務というのは、個別事案についての相談は除かれまして、一般的な申請手続の案内相談というものでございます。センターの運営全般について委託が可能であるということで、今も実施しております。

小幡主査 今なさっているのも結局すべて随契で入管協会にやってもらっているから、そのままの形でということですね。

法務省事務局 一応競争性のある随契ということでございます。

小幡主査 それはわかりました。既に民間委託している予算2億円ですが、20年度予算1億5,000万、これは減額されているんですか。

法務省事務局 契約額はその額でございますけれども、予算額については、いろいろと厳しいものでございますので、やりくりしながら、本来ならばもっと予算要求しなければいけないんですけども、特に減っているわけではありません。

小幡主査 わかりました。非常に効率的なよいサービスのやり方というのがあるかもしれませんので、是非民間競争入札でこちらの方でやっていただきたいと思っております。

公共サービス改革基本方針の改定が20年末ぐらいになりまして、来年4月の事業実施というのがスケジュール的に難しいかな。それは事務局と相談いただきたいと思っております。

契約期間についても、1年とされているようでございますが、なるべく3年くらいの複数年ということもお考えいただいて、詳細はまた事務局と相談いただきたいと思っております。

浅羽専門委員 現在、随契で入管協会さんがやられているこの2億円について、年間の契約ということでございますか。1年間2億円で、この2億円は19年度ですか。

法務省事務局 19年度でございます。

浅羽専門委員 19年度1年間で契約をしていて、20年度もまたこちらと、企画コンペの結果契約されたということですか。

法務省事務局 はい。

浅羽専門委員 ありがとうございます。

小幡主査 続きまして、もう一つ自主的に御提案いただいております「在留手続の窓口業務」についての民間競争入札ですが、これも既に委託なさっている部分があるという、これは場所は東京とどこですか。

岩尾課長 東京と名古屋と大阪でございます。

小幡主査 今回、民間競争入札でという場合には、もっと広くということをお考えですか。

岩尾課長 基本的には件数とか効率性の問題もあるので、基本的にはこの3局を中心になるんだろうと思います。

小幡主査 あとは小さいということですね。

岩尾課長 規模的に業務としては、成り立たないのではないかと考えております。

小幡主査 新たな在留資格制度の導入というのがあるようでございますね。これは市町村の外国人登録の見直しですか。

岩尾課長 外国人登録を見直しまして、今は完全に法定受託事務でやっているのですが、今後は法務大臣が一元的に在留情報について管理しろということで、来年の通常国会までに法案を提出するというのを規制改革会議等で指摘されております。それに向けて準備をしているところでございます。まだ中身が詰まっていないので、どういう形になるかわかりませんが、今まで市区町村に届出ていたものの一部が入管局に直接届出されるということも考えられますので、そういたしますと、窓口業務というのは、ふくらむ可能性はございます。ただ、法案提出が来年であるということと、その施行にはまだまだいろんな準備が必要でございます。

小幡主査 そうするとかなり年数がかかりませんか。

岩尾課長 在留管理情報を法務省が一元的に把握すると同時に、市区町村が行政サービスのための情報を取得するために、外国人の台帳制度を併せて措置しなさいということ言われていまして、そちらの方は総務省が中心となっております。法務省も協力して立案しているわけですが、そういった自治体のインフラ整備等も必要になってきますので、ちょっと準備期間がかかるので、今のところ、ではいつからスタートできるかとか、どれだけの業務量が発生するかというのを見越すのが非常に難しい状況でございます。

小幡主査 これが非常に速やかにそうなるのであれば、そうなったときに併せてということもあり得るかなと思ったのですが、ちょっと間があり過ぎます。

岩尾課長 今やっている現行業務からスタートして、今後の検討課題かと思えます。

小幡主査 わかりました。在留手続の窓口業務、先ほどの御説明では、即日発行ですか。

岩尾課長 例えば即日許可できるという業務もございます。やり方もいろいろ考えられまして、どういう許可であれば即日でやるのかというのは、いろんな考え方がございますので、ときどき変

更されてきているわけでございますけれども、いずれにしても「市場化テスト」によって業務委託する場合には、許可業務については行政処分そのものですので、そこは除かせていただきたいと考えております。

小幡主査 行政処分であっても特定公共サービスということにすれば、できないことはないんです。

岩尾課長 入国審査官が証印をするということが法律に書かれておりまして、その証印のための行為という仕組みなんです。

小幡主査 念のために申し上げます、法律に基づいて入国審査官しかできないということになっているものは、特定サービスにすることによって一応可能になるんです。そういう制度にはなっておりますから不可能ではないんです。難しいということであれば、できるところからしていただくということによろしいかと思えます。

これは東京、大阪、名古屋というのは、一括で今はしているんですか。それともそれぞれですか。

岩尾課長 それぞれです。

小幡主査 そのやり方もいろいろあると思いますので、これは開始時期も含めて相談いただきたいと思えます。

以上が自主的な取組みということで御回答いただいた部分なんですけれども、さらに官民競争入札できるのではないかということで、こちらが投げかけた部分について、なかなか難しいという御返答があったもので、まず「収容施設の運営等業務」について、こちらからお聞きしていきたいと思えます。

ちょっとお伺いしたいんですが、送還前に違反であると、不法入国、在留資格がないということで発覚して、違反ということで収容されて、送還前にこの施設に入れるということになりますね。すぐ送還できない理由というのは旅費がないからということですか。

岩尾課長 それもあります。あるいは旅券を持っていないとか、偽造旅券で入ってきますと、帰るためには、旅券を本国に発給申請する必要があるんですけれども、本人が送還を忌避いたしまして、旅券の発給請求をしないとか、国によっては、本国が旅券発給に協力しないというところもございますし、いろんな行政訴訟を起こしまして、その処分の取り消し等々ということで、長期間送還できないという状態が発生することがございます。

小幡主査 旅費は黙っていてもたまらない。ここで仕事をさせるということですか。

岩尾課長 刑務所ではございませんので、拘束自体は比較的緩やかな形で収容しています。

小幡主査 旅費のない人を収容しても、基本的にできないですね。

岩尾課長 基本的に収容所内の生活は、衣食という基本部分に官の費用でやります。旅費の部分については、最終的には国費送還という国の金で送還する手段があるんですけれども、国費をいたずらに消費するというわけにもいきませんので、日本にいたときの受け入れ先とか、友人、知人等を頼って、お金の工面ができないかどうかという交渉等々をさせています。

小幡主査 平均して1人の方がどのくらいいるんですか。

岩尾課長 センターの場合ですと、1か月～2か月です。

小幡主査 長いことは長いですね。

内山専門委員 公権力の行使ということでなかなか難しいという御回答なんです、これについては有力な先行事例がございます。要するに刑務所 P F I をやっているわけです。それとの並びを考えますと、一概にできないという御回答だとちょっと我々としても納得し難い。つまり刑務所 P F I で、勿論、逃げたときにどうするか、言うことを聞かなかったときにどうするか。まさに物理的な強制力といえますか。有形力を行使するという点に関しては勿論刑務官の方でなければできないんですが、それ以外のことはかなり包括的に P F I で民間でやっているわけです。

地方入国管理局収容場における職務行為の類型、これに委託困難というのが幾つか並んでいます。このうちの半分から3分の1くらいは、委託できるように思えるわけです。具体的に申し上げますと、入所手続と出所手続、単純に物理的な強制力を伴わない手続的なことであれば民間でもできるでしょうし、指紋採取、写真撮影、3番目、4番目の逃走時の対応などできないというのは理解できますが、ちょっと飛んで面会の受け付け、投薬管理というのはどうか分かりませんが、あるいは一番下の収容監視、刑務所 P F I でも収容監視というのはかなりのところまで踏み込んで民間でやっていますので、今ずらずらと申し上げたようなところは、まとめてやればかなりのところで包括的にできるのではないかと。既に給食調理とか、配膳業務等々については委託済みとありますが、個別の業者でちょこちょこやるのではなくて、包括的に民間委託することによって、まさに規模の経済が働いて効率的な行政が可能となるというのが、この「市場化テスト」の本旨でございますので、そういったことを踏まえて是非とも積極的に検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

岩尾課長 まず刑務所の P F I の場合は、仕組みが非常に大がかりでございます。というのは施設の建築の段階から設計管理から始まって、P F I の委託を受けるに適した形でまずスタートしている。それで法律の仕組みをつくって、ぎりぎり公権力の行使の中で、委託できる部分を検討した上で、ああいう措置をやっておられます。しかも逃走防止については、地域特性等を生かした形で、いろいろな担保措置を取られているんだらうと思います。

現在はそういった施設の処遇になじむ方々、受刑者の中にはいろんな類型があるのかと思いますけれども、P F I 業務の委託になじむようなものを選定できる。というのは受刑者がたくさんいるからそうなのではなからうかという気がしているんですが、そこは矯正の専門ではないのでわかりませんが、入管の場合は一つひとつの収容施設はそんなに大きくはなくて、しかも全国に点在しております。

先ほど御指摘のあった給食の搬入にいたしましても、各地に点在しておいて、全体の数も全国で合わせて恐らく 1,000 ~ 2,000 という数ではなからうかと思えます。しかも、給食自体は外国人特有の問題がございまして、少ない中でも種類が非常に多い。宗教上の関係で豚肉はだめだとか、野菜でなければだめだということで、数の原理を利用して業務を効率化するというのが非常に難しい状況でございます。

それから、委託困難なところで挙げております入所手続、指紋採取云々というのは、入所手続の中で行う指紋採取だとか身体検査というのは、その後の収容自体の保安上の支障を除去するために

行うものでございますので、強制処分でございます。場合によっては、指を抑えつけてでも指紋を取るということになってございます。

したがいまして、できる業務というのは、刑務所のような規模の理論を使って包括的に委託するというのは非常に難しい業務でございます、それであるがゆえに今、入管が実施しているのは、ごく一部の補助的業務、現在の法律で入国警備官の業務となっているものの一部の立会だとか、取り次ぎだということに関して言うならば、実施できるのではないかとということで、ぎりぎりのところで委託しているという状況でございます。

この補助業務が、数の原理で一括して委託できるかということ、難しいのは、モニター監視自身が中心になるということは実際にはあり得なくて、モニター監視で何かがあったらそれを見つけてそこに駆けつけて初めて本来的な業務ができる。そういたしますと、そこに必ず入国警備官が近くにいる。すぐに駆けつけられるようなところにいないと難しいということがございまして、今やっている補助的業務というのを例外的に入れてはおりますけれども、大量にそこが民間のガードマン等が入ってきて、警備官と入れ替えられるかということ、現実的には困難だと思っております。

小幡主査 センターが3つありますね。収容者それぞれどのくらいですか。

岩尾課長 入れ替わりが結構あるので、刑務所のように常に80%、90%というふうに入っているわけではございませんで、1年間の平均で、東日本が480人くらい、西日本が210人、大村が100人強くらいです。

小幡主査 そこに全部で440人の公務員がいる。その中に入国警備官の方と、そうでない方がまざっているということですか。

坂本入国管理企画官 440人は今申し上げた3センター以外にも、冒頭申し上げました全国にある8地方入国管理局、6支局、中には施設によっては、常時一定の収容者がいたり、毎日開設していないところがありますけれども、兼務でも従事することがある職員が全国で440人ということなんです。

小幡主査 例えば東日本、茨城にある480人くらいを収容させているところに、職員数はどのくらいなんですか。

岩尾課長 東日本センターで118人で、西日本センターが63人、大村が55人でございます。

内山専門委員 そのうち入国警備官の方は、例えば東日本センターで118人のうちどのくらいいらっしゃるんですか。

岩尾課長 警備官の数です。

内山専門委員 事務職員の方というのはどのくらいですか。

坂本入国管理企画官 入国審査官はいません。事務官といいましょうか。これが各センターに10名前後です。具体的に申し上げますと、東日本センターには12名、西日本センターが7名、大村センターが7名です。この事務官には、実はセンターの所長であるとか次長であるとかも含まれております。総務課長、会計課長といったものを含んだ数でございますので、係員としてはほとんどいないというのが実情でございます。

小幡主査 そうすると入国警備官の方がほとんどをやっているんですか。

浅羽専門委員 補助的業務の民間に委託している方は何人くらいというのはわかるんでしょうか。

岩尾課長 今センターにはございません。

浅羽専門委員 全体で何人というのはわかりませんか。

岩尾課長 委託しているというのは、地方の局でございます。例えば東京局の収容場の業務は委託しております。

小幡主査 何でセンターについては委託していないんですか。

岩尾課長 先ほど申し上げたんですが、センターは処遇困難な方が入っておりまして、例えば開放処遇していると、開放処遇時間が終わっても、部屋に戻らないとか、そういった形の、軽い暴動も含めてでございますけれども、いろんな事案が発生いたしまして、入国警備官が直接執行する必要性が非常に高いという面が強いということでございます。

小幡主査 給食とかもやっているんですか。

岩尾課長 給食自体は基本的に外部委託でやっていますので、例えば給食業者が運び込むのを見ているというか、警備の合間に確実に被収容者のところに間違いなく届くかどうか見ているということで、これ自体警備官の業務負担というものはほとんどございません。

浅羽専門委員 センターでは、いわゆる民間人に当たる人は常駐ではないということですね。運び込むときとか、そういうときにいる程度の話ですね。いわゆる業者さんが入るといった話ですね。

小幡主査 そうは言っても、荷物とか、所持品の領置・還付、ここで委託済みと書いてある業務というのは、必ずしも本当に警備官の方がやらなくてもよいわけですね。

岩尾課長 地方同等の比較的短期間で帰国を希望しているような方々であれば、そういった補助的業務をやらせることができるということで、現在も一定数の業務委託をしているわけですが、センターの場合は最低限の入国警備官、必要な数が決まっております、そういった最低限必要な入国警備官は減らせないという状況で、併せて補助的業務も実行可能だと。

小幡主査 必要な入国警備官の数が決まっているというのは、どこで決まっているんですか。

岩尾課長 収容者の数とか、緊急時の対応でこれ以上は減らせないということで定員を考えています。

小幡主査 こちらの判断でということですね。刑務所の刑務官も似たようなところがあって、PFIだからできるんだというお話ではありましたが、もともとは余り考えていなかったんですが、そういうふうに英断なされたのは、現実に足りない、刑務所に入れなければいけない、公務員の定員もないし、難しい、というところの判断だったと思うんです。

警察の方から聞きましたら、違反を摘発しても入れられるところがないから、摘発できないという話を聞いたことがあります。

岩尾課長 そこは大分事情が変わってまして、実は最近連続して施設整備が行われておりまして、今年に入りまして、大阪入国管理局が新庁舎になりまして、収容場が新しくなりました。春からは名古屋局も新しくなりました。来年の3月に横浜支局も新庁舎をつくっております、それで

基本的には収容施設の増設計画はほぼ終了いたしまして、その段階で収容定員が約四千人確保できるという状況になります。

その段階で申し上げますれば、過剰収容等々の問題は起きることはないと考えております。

小幡主査 それは入国警備官の方がなさるといのも一つかもしれませんが、そうは言っても、本来入国警備官でしかできない仕事というのは当然あるかと思しますので、こういうセンターを運営していくのに民間の方を入れないといのも、今どきいかがかなという感じもするんです。ほかの東京とか大阪とかは委託をしているわけですね。

岩尾課長 東京の場合は決して小さくないです。

小幡主査 何名くらいですか。

岩尾課長 収容定員が800人です。東京局の中に入れていらっしゃる方々というのは、基本的には送還を希望される方でございます、収容期間も非常に短期でございます。

小幡主査 東京局の場合は入国警備官の方は何人いらっしゃいますか。

岩尾課長 収容関係以外に摘発等々にも、実際に摘発等々もやっておりますので、センターとは違ひまして、警備官の全体が収容に当たっていないので、正確には区別できません。

小幡主査 職員でも結構できるんですか。

内山専門委員 警備官の方でも、収容担当の方と、摘発担当の方が分かれていますので、たまにはローテーションがあるかもしれませんが、原則として分担はあるわけです。その内数みたいなものは出てこないんですか。

岩尾課長 警備全体の部門で、東京局は入国警備官は399人配置されておまして、恐らくその半数以下が処遇担当でございます。処遇担当は160台とか、そのくらいではないかと思ひます。

小幡主査 その東京局の場合は、委託をしている方がその中にいらっしゃるということですか。

岩尾課長 そうです。

小幡主査 大体の人数はわかりますか。

岩尾課長 1日16人です。ある1日で区切ると、常時16人入っているということです。人は変わるんですが、数としては民間の方が占める割合が16人分ということです。

小幡主査 あとの職員が多分200人ぐらいいいらっしゃるんですかね。

岩尾課長 処遇を担当しているのは150人くらいです。

内山専門委員 東京の入管局の収容場だと大丈夫だけれども、要するにセンターに収容されている人たちが、コストがかかるということになるんでしょうか。質的な違いというものがあるのかということが、差し障りのない範囲で事例はありますか。

坂本入国管理企画官 地方入国管理局では、捕まって連れてこられて、中には自ら帰りますという方もいらっしゃるわけですし、先ほど申しましたが、最終的には法務大臣の裁決ですが、あなたは退去ですよとか、在留が認められるケースもあるわけですが、地方入国管理局にいる間にその手続が取られますので、最終的に地方入国管理局の収容場に収容されている方というのは、まだ望みがあるといひましょうか、そういう状況ではあるんですが、最終的にあなたは退去ですと決められて、速やかに退去できる者というのは、地方入国管理局から送還のために空港などに連れていくわ

けですけれども、これが速やかにできない人をセンターに持っていってしまうという位置づけがあるものですから、どうしてもセンターに持って行かれる人の方が、いろんな事情を抱えていると思います。

岩尾課長 逆に言いますと、問題のない人は東京局から成田に直接行って、数日で成田から飛行機に乗って帰って行かれるんですが、それに従わない、官の処遇に従わない人たちが東日本センターに移送されるという流れです。

内山専門委員 具体的に騒擾事件の比率の違いみたいなデータはありますか。

坂本入国管理企画官 今日は手元に数字的なものはないんですが、私の記憶では、センターではたびたび騒擾事件、あるいはハnstとかが起きますけれども、東京入国管理局では、私が勤務している間では経験したことがございませんので、ほとんどないと言っていいと思います。

小幡主査 大阪の入管局の方もかなり大きいんですか。

岩尾課長 大阪局は定員 200 人です。今年から新庁舎になって、収容定員数が増えたものがございます。

小幡主査 大所の東京入管局とか大阪とか、もうちょっと大きなところもありますか。

岩尾課長 名古屋が 400 人です。

小幡主査 その辺りについて、お示しいただいた表を見ると、委託済みのところと、委託困難というところがありますね。ここで先ほど内山専門委員が申し上げたように、我々は特定公共サービスという法律上、普通の契約だとできないものも、特定公共サービスということで法律で書き込むことによって、契約された民間の方もできるようになるという仕組みを持っているわけです。それを使うと今、委託困難とされているものも、かなりの部分ができるのではないかという感じがしておりまして、先ほど刑務所の P F I とは施設が違うという話ございましたけれども、もうちょっと進めて、民間の方がある程度入っているわけで、今はかなり少ないようでございますので、連動する形で、逃走時の対応とか、そういうのは無理だというのはわかりますが、面会の受け付けであるとか、給食の検食というのは何をやっているかわからないけれども。

岩尾課長 毒味ですね。

小幡主査 それなどは民間の方でもできそうなんですが、それとか、投薬管理とか、収容監視とか補助的業務とか、そういう辺りはもう少しシステムティックに、この委託済みというのも、何となく個別にこれこれというような発注の感じでなさっていると思うんですが、もう 800 人も入所なさっている入管局で考えると、もう少しうまく公共サービス改革法を使った民間委託をすれば、効率的にできる部分というのがあると思うんです。

浅羽専門委員 お話を伺っていますと、センターではいろいろと大変だということは伝わってきているんですが、一方で、東京入国管理局は、比較的そうでない人が多い。短期間で出てしましますけれども、常に同じ人がいるわけではありませんが、大阪、名古屋も同じような状況ではないかと想像できますので、そういうところでもう少し範囲を広げても、先ほどの P F I とは違うと言っても、そこにそれほど悪質でない人が集められているという話がありましたけれども、結果的には東京入国管理局もそうですから、騒擾事件もないという企画官の御説明ですので、もう一步踏み出

せるのではないのかなという印象を持つんですが、人数のバランスで 399 人と 16 人というバランスも、果たしてそれが本当に適切かどうかというのは、現場を見ていない人間が何を言うかと思われるかもしれませんが。

岩尾課長 399 対 16 ではなくて、150 対 16 です。

浅羽専門委員 そうですね。

小幡主査 だから入国警備官の方も、人員配置が大変でしょうから、ここは公共サービス改革法を使って、施設ごとの設置というわけではないので P F I は使えないと思いますので、公共サービス改革法の特定公共サービスを使えば、入国警備官でしかできないかなというグレーな辺りというのは、特定公共サービスにしてしまえばクリアーになるんですね。それでもできないことというのが残るとというのは、刑務所の刑務官がやっていることでわかりますが、グレーゾーンみたいなものを刑務所 P F I では、特区を使ってやっているわけです。まさに入管の収容施設などというのは、そういう観点からできるのではないか。

更に言うと、今も 16 人とかで少しやってもらっていることらしいんですが、公共サービス改革法の官民競争入札だと秘密保持義務とかみなし公務員とか民間の方、契約職員の方にもそういうものがかかりますので、個別発注の委託よりは、全体としては、より安全になっていくと思うんです。

その切り出し方をもう少し大きくして、特定公共サービスということで上げていただければ、もう少し必要な入国警備官の数をこの部分では減らすことができるかもしれないですね。入国警備官の方も多分いろいろ今は大変でしょうから、お役目があると思います。

岩尾課長 業務の性質だけではなくて、業務が特殊であるということを一歩付け加えさせていただくとすれば、例えば入所というのは、刑務所のようにある時間に身柄を確保するという、決まった執務時間というのがあるわけではなくて、例えば深夜に摘発に行ってまいりまして、深夜連行してくる。そこから直ちに入所するという一連の手続が始まるということで、入管固有の入退所の事情というのが出てまいります。

小幡主査 それはシフトの問題ですから、契約先に幾らでもそういうシフトで、それが業務であるということで発注すれば、その対応は比較的可能だと思うんです。

岩尾課長 入口と出口みたいな問題なんですが、最後に送還を忌避した方々が、処遇困難であるということと同じように、摘発してきた直後というのは非常に抵抗するということですので、入所手続というのが非常に困難を伴うという面がございます。

小幡主査 刑務所 P F I の場合も、刑務官と半分半分くらいなんです。イギリスの刑務所 P F I などとは違って、全部民間がやるということを日本はやっていなくて、刑務官が半分いて、暴れたりとか、そういうときに刑務官はすぐ出ていくというシステムを取ってやっているんです。

入管の場合も、入国警備官の方はいるわけで、これをなくせとは言っていないわけで、当然いらっしゃるわけです。その補助という形での、民間の活用があり得るのではないかというお話をしているわけで、刑務所と比べると、逆に特殊だから半々にはならない。もっと警備官の必要があるとか、勿論そういう事情はあると思いますけれども、今個別に委託しているものをまとめ、プラス連動して入国警備官がいながら、助けられるものに民間を入れていくということで、是非お考えいた

だけたらと思います。

本来、入管センターと思っていたんですが、いろいろ御説明を伺うと、逆に入管センターの方が難しそうなので、東京、名古屋、大阪のようなところが、結構規模も大きいですし、より効率的になるかもしれないですね。そういう感触を我々は持ったので、是非この点について再度御検討いただけたらと思います。

岩尾課長 規模の論理で効率化できるかどうかというのは、非常に難しいのではないかという感じがいたしますけれども、御指摘でございますので、もう一度検討させていただきます。

小幡主査 入管というのもこれからますます重要になってきて、業務の必要性があると思いますので、その業務をどうやっていくかというところで、公共サービス改革法を考えていただきたいと思います。

次に、出入国管理の入国審査官の外国人の上陸審査あるいは日本人の帰国確認等でございますが、入国審査官の資格というのは、試験か何かですか。

岩尾課長 行政職の試験でまず入ってまいります。二種試験で採用されますと、研修や実務経験など3年ほど経た後に入国審査官に任命しております。

内山専門委員 一遍入国審査官に任命された方は、キャリアとしては審査官、それとも事務官になれることもあるんですか。

岩尾課長 そういうこともあります。

坂本入国管理企画官 1つの例として、審査部門から管理部門である、例えば総務課、総務課はすべて法務事務官ですので、仮に総務課等に異動すれば、その段階で変わるということでございます。

内山専門委員 逆に言えば、審査官の方は大体ローテーションで事務官になられますか。それとも、大体審査官としてかなり長い期間を務められる、どちらが多いですか。

岩尾課長 後者の方が多いです。

小幡主査 本人の御希望で入国審査官になりたいということで、研修等を受けてということですか。

岩尾課長 はい。

小幡主査 そうですか。

内山専門委員 細かいことなんですが、こちらのパンフレットでは、入国審査官は全国で1,626人とあるんですが、いただいた資料の方では、事務事業に定める定員が910人とあるんですが、この910人というのは入国審査官の数ではないんですか。この数字の平仄が合わないので、どういうことかなと思ったんです。

坂本入国管理企画官 出入国関係に従事しているということでございます。出入国審査の業務に従事している職員が入国審査官千六百何人のうち九百何人ということで、残りは在留手続の関係の審査をやっております。

岩尾課長 例えば資格変更の許可だとか、一旦在留した後の各種の許可事務でございます。そういった在留手続に従事している方と、出入国の管理に従事している方が多いということです。

内山専門委員 物理的な配置としては、空港などにいらっしゃる方は900人で、残りの方はそれぞれの入管局にいらっしゃるということですね。ちなみに、入国警備官の方は、審査官と同じようなキャリアバックということですか。

坂本入国管理企画官 入国警備官は独自に採用試験をやっておりまして、刑務官採用試験と同じです。

小幡主査 刑務官と同じ並びですね。わかりました。

内山専門委員 よほどのことがない限り、基本的に警備官ということですね。

小幡主査 たしかに出入国管理法で入国審査官が審査するということになっているということとはよく承知しておりますので、ほかの国などでも、みんな公務員がやっていますか。いろいろありますか。

岩尾課長 私の知る限り委託はありません。

浅羽専門委員 奥の方だけではなくて、窓口も全部そうですか。

小幡主査 一杯ブースが並んでいますね。その方々もみんな公務員ですか。

坂本入国管理企画官 国の職員という形です。

小幡主査 なかなか信じ難いですがけれども、勿論奥にいらして、窓口に出ている人は現実には違うというのは結構ありそうではないですか。

岩尾課長 やはり処分権限を持っていますので、その人を入れるか入れないかというのは。

小幡主査 処分権限というのは結構国によってものすごく、そもそも公務員概念がいろいろですからね。我々としては特定公共サービスということがありますので、特に日本人の出国、帰国確認ブースみたいなところは、偽造ということぐらいが不安ですかね。

岩尾課長 要は外国人だと指紋をとられるから、今相当数出てきているのは、日本人のパスポートを偽変造した、あるいは他人のものを入手するという手口がございます。そういった関係で日本人の出入国確認をする方も、外国人の審査等々と同じような経験が必要になると思われまして。

しかも、日本人の出国確認しかできないというのも業務の円滑な遂行との関係ではうまくいかない。例えば空港の審査をどうしているかといいますと、飛行機の乗客の数を見ながら、日本人用と外国人用を適宜振り分けるわけです。例えば今は観光立国政策をやっておりまして、外国人の方の待ち時間は20分以内ということが言われておりまして、例えば審査ブースが10個あるといたしますと、外国人の数と日本人の数を見ながら、7対3に分けるだとか、まず最初に日本人を5対5で通した後に、直ちに全ブースを外国人にして、外国人の方も速やかに対応できるという形で臨機応変にやらないと、本当に飛行機が到着してから20分くらいの勝負でございます。そういう意味で、仮に先ほど言ったような、偽変造の問題を抜きにしたとしても、特定の業務しかできない方がいるというのは、なかなかうまく業務が遂行できないという問題もあります。

小幡主査 今は航空会社もテロの関係で、旅券のチェックなどを義務づけられたりしています。本来はある程度、マニュアル、研修等で、入国審査官でなくてもできるのではないかと思うんですがね。

岩尾課長 最終の偽変造のチェックは、最新の機器を今、主要空港には全部配置しておりまして、

そこで鑑定をやっているんですが、その鑑定にたどり着くまでには、まずブースにいる審査官の勤とか経験が非常に重要になります。パスポートのチェックすべきポイントというのがございます。しかも、それは国によって偽変造対策がいろいろ施されておりまして、公にされていないようなチェックポイントがございます。

小幡主査 外国人の場合はよくわかっております。日本人はと思ったのですが、たしかにブースを変えるという事情があると言われればね。

内山専門委員 ちなみに、偽変造を見破れるようになるまでにどのくらいの実務経験が必要ですか。先ほど3年の研修とおっしゃいましたが、研修が終わってすぐにはブースに立てないと思うんですが、どうですか。

岩尾課長 事前の研修もそうですし、やりながらという面もございます。それから本当の専門の偽変造の鑑識班がいますので、その鑑識班がフィードバックして、審査官にこういう新たな手口が生じているということで注意喚起するというので、日々の業務を通じて、徐々に上がっていくという面もあります。たしかに3年で本当に完璧になるかという、そうではない面もございませけれども、日々努力して、できるだけ近づいていくということでございます。

小幡主査 なかなか難しいというお話ですが、基本的には、法律に基づいて入国審査官がやることであっても、一応特定公共サービスでできるということになっておりますので、我々としてはそういう感触を持った。日本人の出国、帰国くらいはマニュアルでできそうだなという感触を持ったということをお伝えしておきたいと思います。

最後に、「不法就労防止に係る広報業務」ですが、要するに本省が企画立案をするんですね。出先がやることというか、何となく一体として、こういう広報というのは本当は官民競争入札で、民間の創意工夫を入れるとよさそうですね。

岩尾課長 ポスターとかの印刷とか、その翻訳部分については、現在も一般競争入札でやっています。本省で企画立案して、印刷物ができ上がるまで本省がやっているんですが、そのうちのポスターやリーフレットの印刷、それを翻訳するという部分については現在も民間に委託しているということでございます。でき上がった配布物を、地方局を通じて、一部配付の作業を仕事の合間にやってもらっているということでございます。

小幡主査 我々実は広報については、こちらは特にヒアリングなどはしなかったんですが、広報という業務は、別に官がやらなくてもよいだろうということで、全体の業務として官民競争入札の対象になるのではないかというふうなお話は既にしているんです。今回出先機関として出てきますので、どちらかというところ全体の問題かもしれないですね。ということはそちらに言っても難しいということになるんでしょうか。

広報のようなものというのは、必ずしも官がやらなくてもよい部分があります。

一応申し上げておきますけれども、外国人の対象は非常に多いですね。見てもらわなければいけない対象となる外国人の方です。非常に大事だと思いますので、全体として、広報業務というものについて、官民競争入札を考えていただければということをおっしゃっているということ、本日はお伝えしておきたいと思います。

時間を超過いたしましたので、法務省地方入国管理局の諸業務についてのヒアリングは、これで終了させていただきたいと思いますが、既に民間競争入札にできるとおっしゃっていただいている2業務については、さらに事務局の方と御連絡を取っていただいて詰めていただくということ。

大所の東京、名古屋、大阪などの収容施設について、お考えいただければと思います。

それはまた事務局と連絡を取りながら、二次ヒアリング等も含めて考えていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。よろしくお願いたします。

それでは、本日の「地方出先機関分科会」は終了とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。